



までに生じました戦争危険に基く損失の額は先に申上げました通りであります。海外からの同胞の引揚げが促進いたしまして、保険事故発生の事実が逐次判明して参りますので、昭和二十三年度におきましては、約一億二千円の損失が生じると見込まれます。昭和二十四年度以後におきましても引き相当額の損失が生じると予想せら  
れますが、かくては簡易生命保険事業の運営に多大の支障を來すこととなりますので、民間保険事業における損失の補償とも睨み合せまして、今回本法によりまして簡易生命保険事業における戦争危険に基く損失は、一般会計の負担において、これを補てんすることと致し、これに必要な措置を講じようとして存するのであります。即ち保険勘定における今回の戦争に基く損失は、本事業運営の実情に顧みまして、昭和二十二年度末までに生じました損失額四億七千二百二十余万円につきましては、一般会計の負担においてする保険勘定に対する交付公債を以てこれを補てんすることとし、昭和二十三年度において生ずると推定されます損失額二億二千万円につきましては、今後戦争危険に基く事故に対する保険金の支拂を現金を以てしなければなりません。關係上、一般会計から特別会計の保険勘定に対する現金による繰入を以てこれを補てんいたします所存の下に、過般提出いたしました昭和二十三年度一般会計予算及び昭和二十三年度特別会計予算に必要な額を計上いたしたのであります。尚昭和二十四年度以後におきまして生ずると予想されます損失額の補てんにつきましても、逐次、昭和二十三年度までの分に対すると同様な措置を

取る所存であります。尙先に申上げましては、政府にした交付公債につきましては、政府に相当する公債の発行権限を得る必要があり、ありますので、これに関する規定を本法に定方法及び損失の補てんの時期に間に開く法律案中に設けておりますが、更に戦争危険に基く損失の範囲、損失額の決定方法及び損失の補てんの時期に間に開く法律案中に設けた次第であります。

最後に、物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律案提案の理由を御説明申上げます。臨時物資需給調整法に基く命令の規定による生産用資材の割当事務に要する経費につきましては、現在全額國費を以て賄つておるのではありますか、この経費は相当の額になります。これを本年度の予算について見上り、これを本年度の予算について見ますと、凡そ十九億円と相成つておるのであります。この割当事務は、直接には該資材の割当の申請をする者又は割当を受けた者の利益のために行われるのでありますから、一種のサービス料としてこれらの受益者から一定の申請手数料及び割当料を徴収して請求の増加を図り、これを以てこの事務の取扱に要する経費の財源に充てることが、現在の財政状況から考えて、適切であると認められますので、本法に基いて申請手数料及び割当料を徴収することにいたそうとするのであります。尙申請手数料等の徴収を確實にすらため、申請手数料に相当する金額の收入印紙を貼らない割当申請書は、これを行政機関において受理しないこととし、又割当公文書に割当料に相当する金額の收入印紙を貼らないで、割当

資料の取引を行なつたとき、及び当該  
收入印紙に消印を押さないで取引を行  
なつたときは、当該割当公文書を無効  
とすることとし、併せ規定いたしたの  
であります。以上の理由によりまして  
この法律案を提出した次第であります  
す。どうぞ御賛成あらんことを希望い  
たします。

○委員長(黒田英雄君) これらの法案  
につきましての御質疑は又後にお願い  
いたしたいと思います。

次に、製造たばこの定價の決定又は  
改正に関する法律案を議題といたしま  
す。本法案はすでに質疑終了に相成つ  
ておるのでありますけれども……速記  
を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(黒田英雄君) 速記を始め  
て。只今製造たばこの法律案を申上げ  
ましたが、これはちよつとあとに廻し  
まして、先程政府委員から提案理由の  
説明があつた三案につきまして御質疑  
のある方は御質疑を願います。

○波多野鼎君 この損害保険料率算出  
團体に関する法律案ですが、この提案  
理由の説明にもあつたのですが、業者  
が自治協定をやることは独占禁止法の  
違反になるので、併し自由競争に委し  
て置いたんでは困るというのでこの法  
律案を出したというのですが、この法  
律案そのものは大体業者の自治協定と  
同じじやないですか。その辺はどうな  
んですか。

○説明員(長崎正造君) これは保険会  
社を会員とする同業者團体であります  
が、大蔵大臣に対する認可の申請は保  
険業法によつて個々別々に申請しなけ  
ればならないというような趣前にになつ  
ております。それからその他公開的措

置を取らせるとか、いろいろなことをいたしまして、私の独占とかカルテにうなことが成るべくなりようにしているわけであります。まあ要するにこれは一方において損害保険会社が料率の協定に協力することを認め、他面において独占禁止法の精神に反することのないよう規定するというような建前になつております。で、会員はこの料率團体から脱退することもできる。アウェットサイダーも認めるといふような建前になつてゐるわけであります。

○波多野鼎署 そうしますとアウェットサイダーを認めることになれば、やつぱり自由競争的なことになりますから、非常に僕は憲法的法律案じやないかと思うのですが……。

○説明員(長崎正造) そういう妥協的な法律案なんです。

○波多野鼎署 併しアウェットサイダーを認めると、いふ建前の上に、実はアウェットサイダーを認めないとことになるのであります。運営上は……。

○説明員(長崎正造) そういうこともあり得るので、そういう場合には独占禁止法上実質的に申しますが、事業活動で同一歩調を取るという場合も起り得るので、そういう場合にもこの法律に基くものについては独占禁止法の適用を……。併し建前としてはどこまでアウェットサイダーを認めるし、大臣に対する認可の申請は個々別々になし得るというので、不當にこういう料率團体というようなものは、会員を拘束するということがないように考慮を拂つております。こういうものであります。

○説明員(長崎正造) 法規の建設と  
いたしましては、実質的に現在の保険  
業法を改正して行く、ということになつ  
ておると思います。後はその時の事情  
によつて大蔵大臣が同一料率を会社が  
採用して來た場合に、それをそのまま  
認可するという、協定というようなな  
どが起ると想像されます。協定といふ  
よりは統一的の料率が採用されるとい  
ふことも想像されます。現在實際問題  
としてはそういうような状態が起るの  
ではないかと思います。

○波多野嘉君 それからこの物資の割  
当に関する手数料の徵収に関する法律  
案ですが、この申請に手数料を取ると  
いうことはどうかと思いますが、財政  
上の理由で取つてもいいのだというの  
ですが、それならば申請に対する政府  
の認可といふことも迅速に取扱ふよう  
なことも一方において考え方といけ  
ないと思う。手数料ばかり取つて、認  
可申請はいつまでも引延ばして置くと  
いうような今までのやり方を改めま  
せんと、片手落になると思います。そ  
ういう点は何か考えておりますか。

○政府委員(村上一鶴) 只今の御質問  
にお答え申上げます。実はその点につ  
きましては実務担当官廳の方からお答  
え申上げるのが適當であるかと存じま  
すが、一應私からお答え申上げます。そ  
の点につきましては御承知のように臨  
時物資需給調整法に基きます指定生産  
割当事務と申しますか、昨年の確か暮  
であつたと思います。始めました当初  
は事務当局も非常に不慣というような  
点もありまして、只今御指摘がござい  
ましたように、なかなか割当事務がス

えにつきましても、逐次、昭和二十三年度までの分に対すると同様な措置を

とし、又割当公文書に割当料に相当する金額の收入印紙を貼らないで、割当

ればならないというような建前になつております。それからその他公開的措  
○波多野

あります。

点もありまして、只今御指摘がございましたように、なかく割当事務がス

ご一々に行かない、というような実情もございましたので、そこへ持つて行つて手数料を取上げるということも、端的に申しますと少し酷じやなからうかというような点もございましたので、実は只今まで手数料を徴収するといふことは延び／＼になつておつた次第であります。その後約一年になるのですが、実情を見ますと大体軌道に乗つて来たようあります。当初は相当ござつたいたしましたが、今度は大体スムーズに行き得るという見込で、実施官廳ではそれ／＼或る程度の自信を得ておられるようあります。今度御審議願つております程度の手数料ならば取ることにいたしまして、そうひどいことはない、というふうな考え方を持つております。一方財政の状況は御承知の通りでございまして、本件に関しまする歳出は二十億近いというような状況でございます。これは本年度予算ですでに二十億円でございます。平年度におきましては尙若年増加するわけであります。これを見合います程度の歳入も徵収したらどうかという意見も前から持つておりました。そこで只今御指摘がありましたように事務の実績が相当上つて來たという現在の時期を見まして、今度これを徴収させて頂くといふ趣旨で本案を提案しておる次第であります。尙御指摘ございました事務をスムースに的確にやつて行くといたします。又引き続き努力をいたすつもりでございます。

○委員長(黒田英輔) 認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思います。

○栗山真夫君 製造たばこの定價の決定又は改定又は改正案に関する法律案に対しましては、次に申述べます理由によりまして私は修正案を提出いたしたいと存じます。修正案の内容につたまとして私は、その理由を申上げましてから御説明をいたしたいと思いますが、一懸念

後二週間経ても政府が何ら返事しないときは認可したものと認めるといった調子のことを鐵道にやつて貰わないと、事業活動はできないと思います。特に今のように官紀の弛緩しておる時に手数料だけ取るということは非常に片手落ちだという感じがします。

○政府委員(村上一君) 誠に御尤もと存じます。ただ法規的に、例えば御指摘のごときましたように、申請後一定期間を経過したものは申請通り認可したものと認めるという段階まで持つて行きますことにつきましては、只今おこるそこまで関係当局では考えておりません。

○委員長(黒田英輔) それでは只今この法案につきましての御審議は日本は、この程度にいたして置きまして、次に、製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案を議題にいたします。本案につきましてはすでに質疑終了になつておりますので、直ちにこれから討論に入りたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

申上げたよな内容に相成つております。先ず第一に今度の「たばこ」の値上がりの過程において、或いは公聴会の過程におきまして、質疑の不理性と申しますか、それを最も端的に指摘し得るものは、事業当局、専賣労組との間におきまして、質疑の過程において、或いは公聴会の過程におきまして明瞭に相成りましたことは、当局労組共に一致してこの値上がりは原則的に反対であったということが一つの特異な現象であります。國鐵或いは逓信の場合には当局と労組との間に対反賛成のはつきりした喰違いができておりますが、私共の知る限りにおいては特異性を認めざるを得ないのであります。これは畢竟するに國家財源の不足を他の財源に負うことなくしてすべて「たばこ」へ集中して來たそぞういうことに結論付けざるを得ないのであります。ここに今回の「たばこ」値上がりの不合理性を最も如実に表明しているものと思わざるを得ないのであります。更にこれを掘下げて考えますならば、國鐵逓信の場合におきましては、その企業の経営的内容をすでに説明せられておりますように、極めて膨大なる赤字を出しているのであります。これを値上げするか、或いは一般会計より補給するか、いずれにいたしましても何らかの措置を取らなければ事業の健全なる運営はできない、こういうふうに相成るのでありますけれども、「たばこ」の場合すでに製造原價も公表せられた通りであります、販賣價格との間ににおける差の開きといふのは、一般商品の價格が決定される場合の常識を逸した極めて暴利的な傾向を持つところの價格である、こういふことは、

ます。若しこういうような暴利的な格が政府の手によつて行われるといふことになり、而も今までの日本の社会的通念からいたしまして、「たばこの値段は日儲労務者の賃金或いはその他の第二次、第三次的な消費財の闊價化に直接的な影響を及ぼすことは國民へ等しく知つておるところであります。そういう意味から申しますと、この値上がりが極めて不合理性を持つてゐることを言わざるを得ないと思つて、いたしまることは、いわゆる賃金生活者の実質賃金確保に対する影響であります。政府は、三千七百円ベースの設定を裏付けるために、合理性を持たせるために、飽くまでも物量による半額賃金の確保を期待いたしたい。努力をしたい。こういうことを述べておられるのでありますけれども、この二千七百円ベースに直接的な大きな影響を及ぼすものの一つに、この「たばこの値上」を挙げざるを得ないのであります。言うまでもなく、只今「ピース」個を毎日配給以外に補充するといつても、三千七百円ベースの中へ五百円は食い込むわけでありまして、只今俸給生活者は殆んど全部喫煙をしておる現情であります。この家庭生活に及ぼす影響は極めて深刻であると言わざるを得ないのであります。由販賣と雖も、極力値下をすべき時でありまして、こういうような値上がりしても賛成するわけには行かぬが、配給百本、自由購入五十本、こゝいのであります。過日中央大学の教職員が言われたときも明らかであります。どうしでも賛成するわけには行かないのです。若しこういう現象がござれば、國民消費資金の

の云ふ如きの點におきましても勤労生活者の生活の改善を興味あることは事実です。今まで箱つつを貰うとするならば、遙かに高い消費支出となるのであります。この点におきましても、殊に私共は家庭配給量の増加の計画を政府に質したものであります。が、將來の不確定な増産によつてこれが補おう、こういふような答弁より得られなかつたわけであります。私共が現在、この深刻な三千七百円ベースを目前に控えまして、實質賃金の裏付け、物量による裏付けは、不確定なる將來に期待するわけではなくして、現在直ちに実行に入つて貰いたいのであります。そういうような明らかな見通しも得ることができなかつたのであります。そこで以上三点ばかりの理由を申上げたわけでありまするが、そういうような理由からいたしまして、原則として配給たばこは廃置く、それから自由販賣「たばこ」も廃置でありますて、新製品に対しても、政府の発表された値段より若干引下げて、「たばこ」との均衡も得ますして、そうして新しい價格を設定いたしまして、一つの價格体系を「たばこ」の上に打立てたいというのが修正案の目標であります。國民経済力の限度から申しまして、恐らく見積り過大でありますて、この程度で十分、この程度でなければ予定の收入は得られない、こういふような見





会社をいう。

5 この法律において「剰余金」とは、保険業法第六十六條に規定する剰余金をいう。

第三條 一以上の会社は、大蔵大臣の認可を受けて、損害保険料率算出團体(以下「料率團体」という。)を設立することができる。

2 前項の認可を受けようとする会社は、定款を作成し申請書及び会員名簿とともにこれを大蔵大臣に提出しなければならない。

3 前項の定款には、保険料率を設ける保険事業の種類及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十七條に規定する事項を記載しなければならない。

4 第四條 料率團体は、法人とする。(法人)

第五條 料率團体が定款の変更をするには、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(加入)

第六條 会社は、その行う保険事業の種類について設立された料率團体に加入することができる。

(会員の加入及び脱退の届出)

第七條 料率團体は、会社が加入又は脱退したときは、加入又は脱退後二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(利害關係人の資料閲覧)

第八條 利害關係人は、その料率團体に対し、保険料率の算出の基礎となつた資料の閲覧を求めることができる。

(保険料率)

第九條 料率團体の算出する保険料率は、合理的且つ妥当なものでなければならず、又、不正に差別的なものであつてはならず。且つ、会員を拘束するものであつてなはならない。

第三條 会員は、保険業法第十條第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けようとする場合においては、單独に、直接に、且つ、自己のために、これをなさなければならぬ。

2 料率團体は、会員の代理人その他等の名義をもつてするを問わず、会員のために保険業法その他の法令に基く大蔵大臣の認可を受けることができる。

3 前項の規定により、理事若しくは監事の解任若しくは事業の停止を命じ、又は設立の認可の取消をなそうとするときは、大蔵大臣は、当該理事若しくは監事又は当該料率團体の理事にあらかじめその旨を通知し、それらの者又はその代理人の出頭を求め、明確の大蔵大臣の指定期する職員をして聽聞をさせなければならない。

4 第十二條 料率團体は、定款の定めるとところにより、その算出するところにより、その算出した保険料率が利害關係人に周知せられ、且つ、当該保険料率につき、その意見を聞くことができる方法を講じなければならない。

2 前項の規定の適用につき必要な事項は、命令でこれを定める。

(報告及び検査)

第十三條 大蔵大臣は、何時でも、料率團体から、その事務に関する報告を致し、又はその職員をして料率團体の事務所に立ち入り事務の状況若しくは帳簿書類その他の資料を検査させることができる。

2 前項の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これもつて第三者に对抗することができない。

(設立の登記等)

第十六條 料率團体の設立の登記は、第三條第一項の規定による大蔵大臣の認可のあつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

(登記の登記)

第十七條 この法律の規定により登記した事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第十八條 料率團体の清算が結了したときは、主たる事務所の所在地においては二週間、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(登記事項の公表)

第二十二條 登記した事項は、司法事務局において、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(民法の準用)

第二十三條 民法第三十八條第一項、第四十三條、第四十四條、第四十七條、第四十八條、第五十條から第五十四條まで、第五十八條から第六十六條まで、第六十八條から第七十條まで及び第七十二条から第八十三條までの規定は、料率團体にこれを準用する。

(非訟事件手続法の準用)

第二十四條 非訟事件手続法(明治

その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所

四 資産の総額

五 出資の方法を定めたときは、その方法

六 理事及び監事の氏名及び住所

七 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

八 設立の登記をした後二週間以内に、從たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

九 前項の規定記、料率團体の成立後、主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外において、あらたに從たる事務所を設けた場合に、これを適用する。

一 定款

二 資産の総額を証する書面

三 理事及び監事の選任があつたことを証する書面

四 (設立の登記以外の登記の申請手続)

五 設立の登記を除く外、この法律の規定による登記の申請書には、從たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

六 前項の規定による登記の申請書には、從たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

七 前項の規定による登記の申請書には、從たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

八 前項の規定による登記の申請書には、從たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

九 (登記事項の公表)

十 各登記所に、損害保険料率算出團体登記簿を備える。

する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、損害保険料率算出團体登記簿を備える。

(設立登記の申請手続)

第二十條 料率團体の設立の登記は、理事及び監事の全員の申請によつてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、左の書面を添附しなければならない。

三 設立の登記の申請手續

四 資産の総額を証する書面

五 理事及び監事の選任があつたことを証する書面

六 前項の規定記、料率團体の成立後、主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外において、あらたに從たる事務所を設けた場合に、これを適用する。

七 設立の登記を除く外、この法律の規定による登記の申請書には、從たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

八 前項の規定による登記の申請書には、從たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

九 前項の規定による登記の申請書には、從たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

十 前項の規定による登記の申請書には、從たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

十一 各登記所に、損害保険料率算出團体登記簿を備える。

(登記事項の公表)

十二 各登記所に、損害保険料率算出團体登記簿を備える。

(設立登記の申請手續)

第二十二條 登記した事項は、司法事務局において、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(民法の準用)

第二十三條 民法第三十八條第一項、第四十三條、第四十四條、第四十七條、第四十八條、第五十條から第五十四條まで、第五十八條から第六十六條まで、第六十八條から第七十條まで及び第七十二条から第八十三條までの規定は、料率團体にこれを準用する。



二 割当料 物資の割当を受けた者が当該物資を譲り受ける場合において、割当に係る物資の價格の統制額(譲受價格が統制額よりも低い場合又は統制額のない場合には譲受價格)に割当数量(割当数量の一部の数量に相当する物資を譲り受ける場合においてはその数量)を乗じて得た額の百分の一に相当する金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)

4 第一項の申請手数料及び割当料は、割当申請書又は割当規則に基いて発行された割当証明書その他の割当に関する公文書(以下「割当公文書」という。)に收入印紙をはつて納めなければならない。

(消印義務)  
第二條 物資の割当を受けた者に対する物資を譲り渡す者は、前條第四項の規定により割当公文書にはられた收入印紙が割当料の金額に相当することを確認して、これに消印を押さなければならない。

(割当申請書の不受理)  
第三條 主務大臣が第一條第一項の規定による命令の定めるところにより申請手数料を徴収する場合において、割当の申請をする者が同條第四項の規定にかかる收入印紙をはらない割当申請書を行政機関に提出したときは、当該行政機関は、これを受理しない。

(割当公文書の無効)  
第四條 主務大臣が第一條第一項の規定による命令の定めるところにより割当料を徴収する場合においては、割当料を受ける者が同條第一項の規定にかかる收入印紙をはらなければ、当該行政機関は、これを受理しない。

で、割当を受ける者が同條第四項の規定にかかる割当公文書に收入印紙をはらなかつたときは、当該割当公文書は、これを無効とする。

2 物資を譲り渡す者が、物資の割当を受けた者に対し割当に係る物資を譲り渡す場合において第二條の規定にかかわらず割当公文書にはられた收入印紙に消印を押さなかつたときは、当該割当公文書は、その後の取引においては、これを無効とする。

#### (罰則)

第五條 前條第一項の場合において、当該命令に違反して割当料を納めなかつた者は、これを一万円以下の罰則に処する。

2 前項の場合において、納付しなかつた割当料の金額は、直ちに、國稅徵收法(明治三十年法律第二十一号)の例により、これを徵收する。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

第六條 第二條の規定に違反した者は、割当公文書一通ごとに、これを五百円以下の罰金に処する。

第七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前二條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する。

この法律は、公布の日から、これを施行する。